平成２３年（フ）第２８８０号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　４－３－104
債務者　榎本　雅吉
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９号
石川県羽咋郡志賀町富来領家町ロの37番地２、従前の住所石川県七尾市能登島向田町118部13番地の２
債務者　澤田　美静
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後０時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第５４１号
静岡県浜松市南区三和町312番地の10
債務者　小林理起子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５５４号
静岡県袋井市山科1302番地の８
債務者　坂本　政幸
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
岡山市南区福富西２丁目15番10号
債務者　植田伊三夫
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４３号
岡山県赤磐市下市668番地13
債務者　沼田　一成
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６号
栃木県栃木市片柳町４丁目12番10号
債務者　岩瀬　正人
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２８２４号
横浜市西区境之谷20番地　ふじ荘205
債務者　小林久美雄
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６号
栃木県さくら市喜連川970番地１、前住所東京都三鷹市上連雀３丁目11番18号　ヴィンテージ・三鷹101
債務者　手塚　梨恵
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１３５号
栃木県栃木市藤岡町部屋635番地
債務者　岡安い久子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４３号
栃木県栃木市城内町２丁目47番36号
債務者　山﨑　法亮
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４７号
栃木県小山市西城南１丁目５番地10　ソレイユ小山102号室、従前の住所栃木県小山市大字犬塚998番地343
債務者　岡部　富義
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５１号
栃木県小山市城東７丁目２番１号　ガーデンハイツ城東504号
債務者　手塚　和枝
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１１１８号
東京都町田市鶴川５丁目３番地８の505
債務者　佐野　修三
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１１９号
東京都町田市鶴川５丁目３番地８の505
債務者　佐野　厚子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５９４号
横浜市港北区高田西１丁目12番13―２Ｃ号
債務者　齊藤　貴子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部